精神障害者保健福祉手帳制度について

香川県健康福祉部障害福祉課 令和5年4月現在

精神障害を持つ方が一定の障害の状態にあることを証明するものです。 手帳を持っていることにより様々な支援が受けられます。

対象者		精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップをもつ方 (ただし知的障害の方は含まれません)					
	申請者	本人					
申請先		居住地の市役所・町役場の窓口					
申請	必要書類	 (1) 診断書による申請の場合 ①申請書 ②診断書(初診日から作成日までに6か月を経過し、かつ作成日から申請日までが3か月以内のもの) ③写真(縦4cm×横3cm)1枚 ④個人番号がわかるもの (2) 障害年金証書(精神障害が事由のもの)による申請の場合 ①申請書 					
方法	3通りの方法があります	②障害年金証書、年金裁定 (決定) 通知書、年金振込通知書、同意書 ③写真(縦4cm×横3cm)1枚 ④個人番号がわかるもの					
<i>/</i> A		(3) 特別障害給付金受給資格者証(精神障害が事由のもの)による申請の場合 ①申請書 ②特別障害給付金受給資格者証、国庫金振込通知書、同意書 ③写真(縦4cm×横3cm)1枚 ④個人番号がわかるもの					
有	効期間	2年間					
障	害等級	障害の程度に応じて重度のものから1級、2級、3級まで					
交付の決定		審査のうえ県が決定し、申請した市役所・町役場の窓口を経由して、申 請者に手帳が交付されます。					
その他		 ●自立支援医療(精神通院医療)費と同時申請が可能です。自立支援医療費と同時申請時に限り、医師の診断書は、手帳用のみで手続きができます。 ●手帳の交付を受けた後、氏名、住所などの変更があれば、変更届を市役所・町役場の窓口に提出してください。 申請書、診断書、変更届は市役所・町役場の窓口や精神科医療機関にあります。 ●障害1級、2級の方は、65歳から後期高齢者医療制度で障害認定を受け、医療を受けることができます。 ●平成28年1月から、マイナンバー法(番号法)により個人番号の利用開始に伴い、申請時にマイナンバーの記載と本人確認が必要となっています。 					

精神障害者保健福祉手帳で受けられるサービス

1 手続きすれば税の優遇措置が受けられます(手続きが必要です)

措置	内容	問い合わせ先
所得税の 障害者控除等	障害者が所得税の納税者本人または、納税者の同一生計配偶者・扶養親族である場合、1人につき次の額の障害者控除が受けられます。 ●1 級…40万円(特別障害者)【1級の方と同居している場合】…75万円(同居特別障害者) ●2、3級…27万円(障害者) ※同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下の方を言います。	税務署
住民税の 障害者控除等	障害者が住民税の納税者本人または、納税者の同一生計配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。 【本人の場合】 ●1級・・・30万円 【1級の方と同居している納税者】・・・同居特別障害者控除53万円 ●2、3級・・・26万円 ※前年の合計所得金額が135万円以下の場合、住民税は課せられません。	市·町税担当課
自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割・種別性能割・種別割)の減免	手帳1級で自立支援医療(精神通院医療)の給付を受けている方が、通院などのために利用する自動車および軽自動車について、自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割・種別割)が減免されます。(ただし、上限額があります。)ただし、①この障害者または、障害者と生計が同じ家族の方が所有し、かつ②この障害者と生計が同じ家族の方または、常時介護者が運転する車両1台に限ります。 詳細については、右の問い合わせ先に御確認ください。	県税事務所 市・町税担当課
利子等の 非課税	● 元本350万円までの預貯金等(マル優) ● 額面350万円までの国債、地方債(特別マル優)	各金融機関
相続税の 障害者控除	法定相続人である障害者の相続税額から次に算出した額を控除します。 ● 1 級 (85歳に達するまでの年数) ×20万円 ● 2、3級 (85歳に達するまでの年数) ×10万円	税務署
贈与税の 非課税	特定障害者の方にその生活費、医療費としてその運用益を提供する信託契約 (特定障害者扶養信託契約)の形で個人から贈与された6,000万円又は3,000万円までの信託金銭等が非課税となります。	税務署 (信託会社)

2 後期高齢者医療制度の医療受給が65歳から受けられます 【問い合わせ先】各市町後期高齢者医療担当窓口手帳が1級または2級の場合、65歳から障害認定を受けることで、1割の自己負担(ただし、所得が一定以上の方は2割または3割)で、医療を受けることができます。(本人の申請に基づき、広域連合が認定します。)

3 生活保護の障害者加算の認定が受けられます [同い合わせ先]県(保健福祉)事務所または各市福祉事務所・各町福祉担当課 生活保護受給中で、手帳が1級または2級の場合、生活保護の障害者加算が認められることがあります。 (ただし手帳の交付または更新が初診日から1年6か月を経過している場合に限ります。)

4 NTT番号案内(104番)を無料で利用できます 【問い合わせ先】0120-104174(全国共通)

NTTの営業窓口で申込み、登録をしてください。

〈利用方法〉番号案内を利用するときに、オペレーターに「ふれあい案内」と申し出て、登録した電話番号と暗証番号を告げてください。

- 5 携帯電話基本使用料等の割引があります 【問い合わせ先】各携帯電話会社
- **6 タクシー運賃の割引 (運賃の1割引) があります** 【問い合わせ先】各タクシー会社 ただし、豊島を除く。

7 バス運賃の割引 (一般普通運賃の半額) があります 【問い合わせ先】各バス会社

実施バス会社:ことでんバス、琴参バス、大川自動車、小豆島オリーブバス、鬼ヶ島観光自動車

8 フェリー旅客運賃の割引があります 【問い合わせ先】各フェリー会社

実施フェリー会社:小豆島フェリー、国際両備フェリー、四国汽船、雌雄島海運、豊島フェリー、ジャンボフェリー、本島汽船、備讃フェリー、たどつ汽船、粟島汽船、つたじま渡船(三豊市)、伊吹航路※フェリー会社により、割引対象者の範囲や料金が異なりますので、詳解は各フェリー会社にお問い合わせ下さい。

9 **ロープウェイ運賃の割引(普通旅客運賃の半額)があります 【問い合わせ先】ロープウェイ会社**

実施会社:寒霞渓ロープウェイ

- 10 航空旅客運賃の割引が受けられます 【問い合わせ先】各航空会社
- 11 NHK放送受信料の免除が受けられます 【問い合わせ先】NHK高松放送局

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がいる世帯で、かつ世帯全員が市町民税非課税の場合は、全額免除が受けられます。また、障害等級が1級の方が世帯主で、かつ受信契約者である場合は半額免除が受けられます。

香川県内の市町で受けられるサービス

	台川県内の印刷で安		
市町名	内容	等 級	金額など
	障害児福祉金 *高松市に 1 年以上住所のある 20 歳未満の方のみ	1、2級	20,000円 (年額)
京松市	障害者福祉タクシー助成(タクシー券交付) *高松市に住所がある方のみ(所得制限があります)	1級 2級	年間 40 枚 年間 25 枚
	在宅障害者介護見舞金 *1級(20歳~)の在宅の重度障がい者を常に介護している方で、 高松市に1年以上住所がある方のみ	1級の介護者	6,000円 (月額)
	玉藻公園 市美術館 菊池寛記念館 歴史資料館		入場料の免除
	障害者年金 * 1 年以上丸亀市に住所のある 20 歳以上の人	1、2級	10,000 円 (年額) 22,000 円 (年額)
	障害児年金 * 1 年以上丸亀市に住民票のある 20 歳未満の人	2級3級	18,000 円(年額) 10,000 円(年額)
	福祉タクシー助成券等 *丸亀市に住民票があり、自動車税等の減免措置を受けていない人・ 施設に入所していない人	1級	タクシー助成券(年間 24 枚月割)または 丸亀コミュニティバス 100 円券 11 枚つづり回数券 (年間 12 部月割)
	美術館 コミュニティバス	1~3級1~3級	入館料免除
	障がい者福祉タクシー助成(タクシー券交付)*坂出市に住所がある在宅の方 坂出市循環バス	1級	年間 24 枚(1 枚 500 円) 運賃 100 円→ 50 円
	坂出市塩業資料館	1~3級	入場料の免除(付添人も免除の場合あり)
	坂出市民美術館	1~3級	入場料の免除の場合あり
	角山温水プール*坂出市、宇多津町に住所がある方 市民プール		温水プール・トレーニング室利用料の免除(介護者 1 人まで) 入場料の免除
美况士士	福祉タクシー助成券		
	*善通寺市に住民票があり、(本人又は世帯員が) 自動車税等の減免措置を受けていない方。また施設等に入院、入所、入居していない方。福祉年金 *観音寺市に1年以上住所がある方のみ		年間 50 枚(1 枚 500 円)
	世界のコイン館(大平正芳記念館)	1~3級	300円→200円 (大人)、150円→100円 (子ども)
les s	のりあいバス 萩の湯	1~3級	免除 620 円→ 300 円(大人)
	すぽっシュ TOYOHAMA	1~3級	月会費(レギュラー)5,500 円→ 2,750 円
	ちょうさ会館	1~3級	300 円→ 150 円(大人)、250 円→ 100 円(高校生) 150 円→ 50 円(子ども)、(付添人も 1 名同額)
	心身障害者扶養共済制度掛金助成	1~3級	150 円→50 円 (子とも)、(刊ぶ入も「名向額) 住民税非課税世帯1□目のみ全額免除 住民税課税世帯1□目のみ半額免除
	福祉タクシー助成券 *さぬき市に住民票がある在宅の方で、自動車税等の減免措置を受けて いない方(市民税非課税者に限る)	1級	年間 24 枚(1 枚 500 円)
	コミュニティバス		200円→100円 (平日)、500円→200円 (休日)
	春日温泉 カメリア温泉	1~3級	600 円→ 300 円 630 円→ 300 円
	ツインパルながお	1~3級	プール 1,000 円→ 700 円、入浴料 600 円→ 400 円
	平賀源内記念館		トレーニングルーム 510 円→ 410 円 500 円→ 400 円(大人)、400 円→ 320 円(大学・高校生) 250 円→ 200 円(中・小学生)
	翼山温泉		400円→200円
	引田温水ブール	1~3級	400円→200円
三豊市	福祉バスの利用 心身障害者(児)福祉年金*1年以上三豊市に住所のある方	1 ~ 3 級 1 ~ 3 級	1 回につき 100 円 12,000 円 65 歳以上は 6,000 円 (年額)
土庄町	心身障害者扶養共済制度掛金助成	1~3級	掛金1□分の半額を助成
	心身障害者扶養共済制度掛金助成	1~3級 1級	掛金 (2 口まで) の半額を助成 30,000 円 (年額)
	心身障害者福祉手当 * 1 年以上三木町に住所があり、公的年金を受給していない在宅の方	2級 3級	25,000 円 (年額) 15,000 円 (年額) 42,000 円 (年額)
三木町	児童障害福祉年金 *保護者が 1 年以上三木町に住所がある、20 歳未満の方	1級 2級 3級	42,000 円 (年額) 36,000 円 (年額) 30,000 円 (年額)
	福祉タクシー助成券(タクシー助成券の交付) *三木町に住所がある在宅の方(住民税所得割が非課税の方に限る)	1級 2級	年間 30 枚(1 枚 500 円)
	・ 二木町に正所がありませるのが、(正成の成所である) チェネルののではなが 障害者(児)福祉年金 *宇多津町に1年以上住所がある方のみ	1級 2級	20 歳以上 13,000 円(年額)20 歳未満 20,000 円(年額) 20 歳以上 11,000 円(年額)20 歳未満 18,000 円(年額)
m	*ナ多洋町に1 平以上住所がめる方のか 福祉タクシー助成券(タクシー助成券の交付)	3級 1級	20 歳以上 9,000円 (年額) 20 歳未満 14,000円 (年額) 年間 24 枚 (1 枚 500円)
	コミュニティバス	1~3級	運賃 100 円
	角山温水ブール*宇多津町、坂出市に住所がある方 障害福祉年金	1~3級	温水プール・トレーニング室利用料の免除(介護者 1 人まで) 20 歳以上 13,000 円(年額)20 歳未満 50,000 円(年額)
綾川町	*綾川町に住民票がある方のみ	2級3級	20歳以上12,000円 (年額) 20歳未満50,000円 (年額) 20歳以上10,000円 (年額) 20歳未満30,000円 (年額)
	もみじ温泉	1~3級	400 円→ 250 円 500 円→ 300 円 8,000 円 (年額)
琴平町	障害者福祉年金 (20 歳以上) *琴平町に 1 年以上住所がある方	2級 3級	6,000 円 (年額) 4,500 円 (年額)
	障害児福祉年金 (20 歳未満) *琴平町に 1 年以上住所がある方		15,000円 (年額)
	障害者(児)福祉年金 *多度津町に 1 年以上住所がある方	1級 2級 3級	20 歳以上 12,000 円(年額)20 歳未満 20,000 円(年額) 20 歳以上 9,000 円(年額)20 歳未満 15,000 円(年額) 20 歳以上 6,000 円(年額)20 歳未満 10,000 円(年額)
多岌洋町	障害者等配食サービス事業 *町内に在住するかたで、何らかの援護を必要とする虚弱又はその他 の理由により調理等が困難な方	1~3級	昼食を宅配(週3回以内) 利用者負担額 1食300円
"	多度津町立屋内温水水泳プール	1~3級	大人 (18 歳以上) 500 円→ 400 円 学生 350 円→ 250 円
	塩入温泉	1~3級	子ども 250 円→ 150 円 入浴料 400 円
ľ	心身障害者福祉年金	1~2級	20 歳以上 11,000 円(年額)20 歳未満 17,000 円(年額)
まか(り)つ間	*まんのう町に1年以上住所がある方	3級	20 歳以上 9,000 円 (年額) 20 歳未満 12,000 円 (年額)
	福祉タクシー助成券交付	4 0 45	年間 24 枚(1 枚 500 円)

県内施設、その他の施設等で受けられるサービス等

	内容	等 級	金額など
県立施設	栗林公園 かがわ総合リハビリテーションセンター (施設: 体育館・プール・研修室など) さぬきこどもの国	1~3 級	入園料の免除(介護者) 使用料の免除(介護者1人まで) 有料部門の料金免除(介護者1人まで)
	香川県立ミュージアム東山魁夷せとうち美術館		観覧料の免除 入館料の免除
その他 施設	国営讃岐まんのう公園 新屋島水族館 四国水族館 ニューレオマワールド イオンシネマ(映画) ソレイユ(映画) 高松空港駐車場	1~3 級	入園料の免除(付添い者1人まで)、駐車料金免除 入館料の免除(介護者1人まで1200円→700円) 入場料2,200円→1,100円(付添い者1人まで) 入園料等半額(付き添い者(18歳以上大人)1人まで) 観賞料1,800円→1,000円(付添い者2人、1作品まで) 観賞料1,800円→1,000円(付添い者1人まで) 駐車料金の半額
その他	かがわ思いやり駐車場制度 (移動に配慮が必要な方に、公共的施設の駐車場を安心してご利用 いただくための制度)	1級	【申請·問い合わせ先】 県健康福祉総務課、小豆総合事務所、 各保健福祉事務所

令和5年4月現在

市町・県関係窓口

このパンフレットは令和5年4月現在のものです。 詳細については、下記の窓口にお気軽にお問い合わせください。

市役所・町役場窓口

	市町	精神	呆健福祉担当	電話番号		Ī	 古町精神	保健社	富祉 <u>担</u>	当		電話番号
			障がい福祉課	087-839-2333	小豆郡木田郡	土	庄 町	健	康	福祉	課	0879-62-7002
			牟礼総合センター	087-845-2111		小一口	豆島町	健原	東づく	り福祉	上課	0879-82-7038
			山田総合センター	087-848-0165		,1,7		池田	池田窓口センタ-			0879-75-0555
			仏生山総合センター	087-889-4907		_	木町		ا ا	<u> </u>	課	007 001 0004
=	高 松	市	香川総合センター	087-879-3211		三	木町	福	祉 :	介護		087-891-3304
I .	⊐ J 17∆	ווו	勝賀総合センター	087-882-7770	香川	直	島町	住	民 :	福祉	課	087-892-2223
			国分寺総合センター	087-874-1111	郡		, Land	'	L()	іщ іш		001-032-2220
			塩 江 支 所	087-897-0131	_	さぬ	き市	障	害	福祉	課	0879-26-9903
			庵 治 支 所	087-871-3111	5	東かた	がわ市	福	:	扯	課	0879-26-1228
			香 南 支 所	087-879-3111				社	会 :	福祉	課	0875-23-3963
		市	福祉課	0877-24-8805	名	朗音	見音寺市	大	野	原 支	所	0875-54-5700
7	九 亀		綾歌市民総合センター	0877-86-5510	ייי ני ד			豊	浜	支	所	0875-52-1200
			飯山市民総合センター	0877-98-7953				伊	吹	支	所	0875-29-2111
+	反 出	市	ふ く し 課	0877-44-5007		三 豊 市		福	:	扯	課	0875-73-3015
7	х ш	112	けんこう課	0877-44-5006				Щ	本	支	所	0875-63-1000
喜	善通 寺	市	社 会 福 祉 課	0877-63-6339	_		÷ <u>-</u>	三	野	支	所	0875-73-3111
綾	宇多津	町	保健福祉課	0877-49-8003	=		量 巾	豊	中	支	所	0875-62-1000
綾歌郡	綾 川	町	健康福祉課	087-876-1113				詫	間	支	所	0875-83-3111
街			綾 上 支 所 住 民 係	087-878-2204				仁	尾	支	所	0875-82-5100
仲	琴平	町	住 民 福 祉 課	0877-75-6723				財	田	支	所	0875-67-0100
仲多度郡	多度津	町	健康福祉課	0877-33-1134								
郡	まんのう	う町	福祉保険課	0877-73-0124								

県関係窓口

名 称	電話番号
香川県精神保健福祉センター	087-804-5567
香川県健康福祉部障害福祉課	087-832-3294